

動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定に基づく政令による動物の指定については、都道府県等の条例に基づく指定状況を踏まえ作成した案を公表し、5月22日から6月18日までの間、国民からの意見聴取（パブリックコメント）を実施し、提出された意見を踏まえ、専門委員会を設置し再検討することとしました。パブリックコメントの実施結果の概要は以下のとおり。

掲載ホームページ <http://www.sorifu.go.jp/intro/kanbo/animal/aigo16.html>

パブリックコメントの実施結果について 意見の提出者数（有効数） 電子メールによるもの 27通  
 郵便によるもの 28通 FAXによるもの42通 合計 97通 整理された意見数 約 300件 主な意見と対応については、以下のとおりです。

主な意見の内容	対応の分類	対応の方針（考え方）
本来動物は危険でない	対応困難	自然環境下においては、人間を警戒して積極的に襲ってこない動物であっても、飼育環境下若しくは逸走した場合には、人に害を加える可能性の高い動物もあり、動物全種を危険でないとはいえない。
危険な野生動物は本来一般家庭において飼われるべきでない	対応困難	その飼養を全面的に禁止しなければ周辺住民の安全を図れない動物であれば禁じるべきであるが、その動物の危険性等を考慮し、飼養者、飼養方法、飼養施設に規制をすることによって周辺の住民の安全を確保することができると考えられる場合は、全面的に禁じることは困難である。
動物を科レベルで指定すべきではない	対応	同じ科内の全ての動物種が、指定すべき動物でない場合等には、必要に応じ可能な限り種で指定することとする。
危険でない動物を指定している『中小型のワシタカ目一部のボア科ヘビ』	対応	今回の案は条例による動物種の指定実績を前提に危険なものを含む科レベルで包括的に指定したために危険でない動物も含まれてしまった。指定方法も含め、専門家の委員会で再検討する。
危険な動物の指定漏れがある	対応	専門家の委員会で再検討する。
専門家を入れて検討すべき	対応	今回の案も基本的には条例で指定している種を踏まえて専門家の助言等も参考に策定したが、専門家の委員会で再検討する。
鷹匠のように伝統文化の保護についても考慮すべきである	検討課題	鷹匠の使用する種類のワシタカ類が、危険性が少ないものであるなら、再検討により指定外となるが、規制の方法等は条例に委ねられている。
在来種の野生動物が指定された場合、傷病動物の保護に支障がある	検討課題	規制の方法等は条例事項であるので通知等により対応は委ねるが、傷病動物であるとはいえ、危険性の否定できないものは、許可対象となる。
危険な動物が事故を起こした場合対応範囲外にも安易に殺処分すべきでない	対応範囲外	危険な動物の種を指定することが法の委任事項であり、本件については対応範囲外である。
生態系を乱す外来種の動物も指定対応困難すべき	対応困難	生態系に対する悪影響は、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれ」の範囲を越し、本法では対応困難。
農作物被害が現に起こっているだけで指定すべきでない。遺棄した人間が悪い	対応困難	遺棄については法第27条の罰則規定により対処するべきと考える。逸走した場合には有害鳥獣駆除の対象となることもあり得るので、動物愛護の観点から先ず逸走させないような規制方法が必要と考える。
動物種のみを指定するのではなく、規制する方法も条例でなく法で規定すべき	対応範囲外	動物の指定までが法の委任事項であり、法改正を要する問題である。
違法に輸入された希少動物は、行政が保護すべきである	対応範囲外	法の委任事項外であり、立法による解決が必要。

## TOPICS

### 東京都三宅島・島しょ噴火地震災害

8月30日には避難指示や勧告が発令され、離島者も増加しました。保護動物の飼い主や所有者または占有者の緊急時にも係わらず、また、避難指示・勧告に至るも東京都は災害動物救援本部を執行しません。

このため、災害動物救援本部構成予定メンバーを始め、都民や市民グループが統制のとれたアニマルレスキューの実行を求めています。

[http://nyanko.circle.ne.jp/usu\\_1.html](http://nyanko.circle.ne.jp/usu_1.html)

要請サンプルレター他掲載

このファックスニュースが不要の際や不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までご連絡いただくと幸いです。不要の際の返信先Fax. 03-3350-6440AWN連絡会係

ファックス不要チェックBOX

貴団体名